



# 美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の 大山生竹テフラの噴出規模見直し対応に必要な期間について

2021年 3月26日  
関西電力株式会社



## 1. 大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模見直しに係る対応

### (1) 設工認

- 設工認で説明する設備・建屋の強度評価※1は**2021年6月初旬**に揃うため、**2021年6月末に7ユニット同時で設工認（高浜3/4号機は特重施設含む）を想定**。

※1 設置許可の審査でお示した許容層厚に対する裕度が少ない施設について、作業員荷重を考慮した再評価

- 審査は、以下を仮定し、**2022年1月下旬の認可を想定**。
  - ・ 1チームでの審査を念頭。
  - ・ 代表ユニットで全体的な説明を行い、設工認上の設計方針に了承が得られた後、他プラントの差分を説明。
  - ・ 審査期間は、代表プラントを美浜3号機として3ヶ月、残りのプラントで1ヶ月を想定  
これに、審査を通じ再評価が必要となった場合への対応として、最も期間を要する屋外タンクの再解析及び補正手続きの期間2ヶ月を考慮し、計6ヶ月を想定。
  - ・ 設工認の審査完了後の処分期間として1ヶ月を想定。

### (2) 保安規定

- フィルタ性能試験結果を反映したSG水位解析等が**2021年3月**に完了しているため、設工認申請と同時に**2021年6月末に保安規定の申請を想定**（高浜3/4号機、大飯3/4号機※2）。

※2 美浜3号機、高浜1/2号機は、現行保安規定に定める措置により、降下火砕物の最大層厚の変更後においても発電用原子炉施設の保全のために必要な活動を行うことが可能であり、保安規定を変更しない。

- 審査は、設工認と並行で審査（3ヶ月）を想定し、設工認認可後の**2022年2月上旬の認可を想定**。

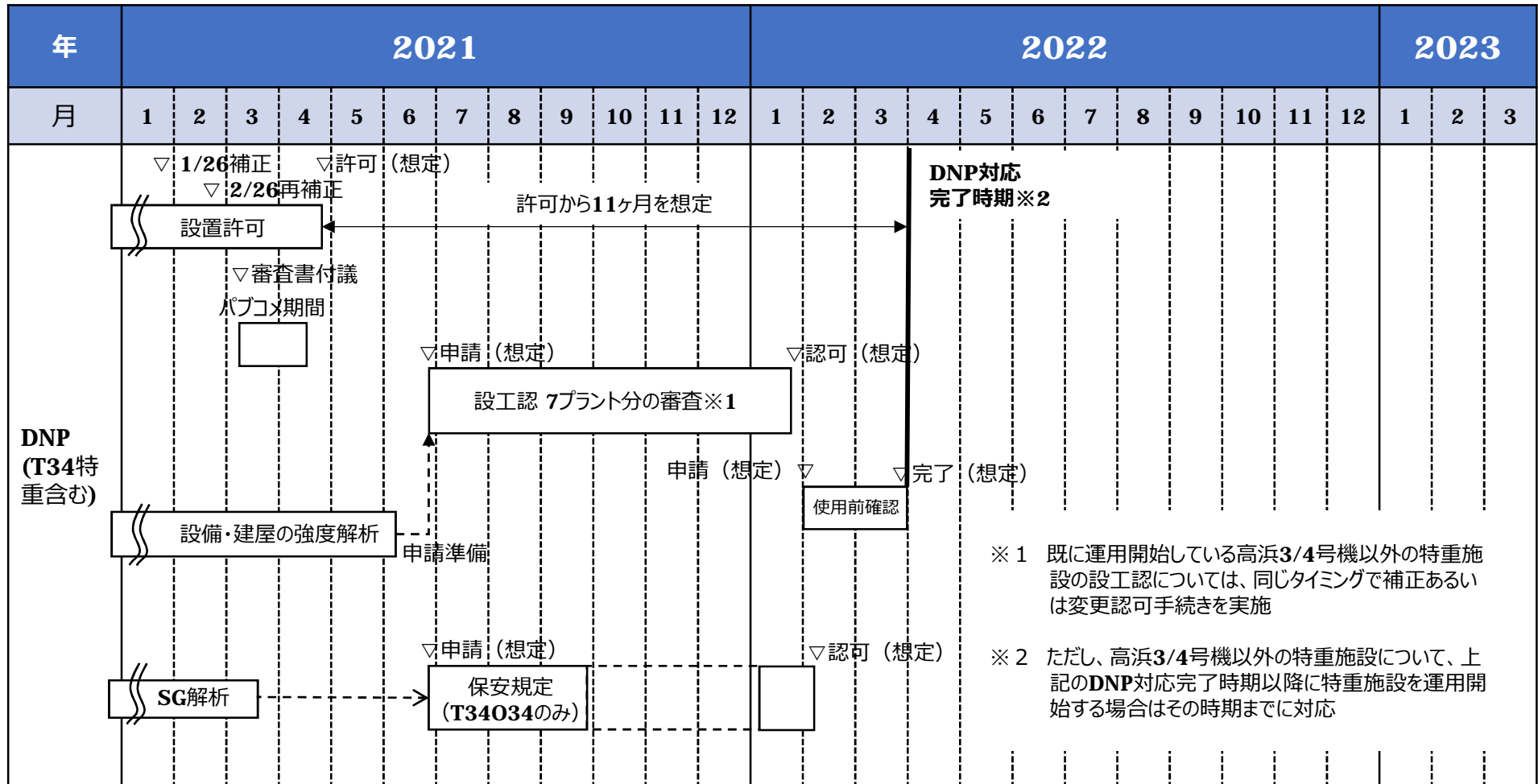
### (3) 使用前事業者検査及び使用前確認

- 基本設計方針の変更（層厚見直し）に伴い、荷重影響を受ける施設の使用前事業者検査を想定。
- 使用前確認の申請～検査開始までに1ヶ月、使用前確認後の手続きで1ヶ月の期間を考慮し、対応完了を**2022年3月下旬と想定**。

### (4) 特重施設（高浜3/4号機を除く）

- 特重施設の設工認は、DNP層厚変更の影響を受ける※3ため、特重設工認の補正あるいは変更認可申請手続きを実施し、**DNP対応の完了時期もしくは特重施設の運用開始時期のいずれか遅い時期までに対応を完了**させる。

※3：特重施設に係る保安規定の記載内容（運用事項）はDNP層厚変更の影響を受けないため、保安規定は変更しない。



2. その他案件の対応

- DNP対応の設置許可処分を踏まえた許可番号の反映など「行政文書としての整合を図る」ものは、当該処分の上で必要となる時期までに対応する。
- 設工認の認可に当たっては、設置許可との整合性の確認が必要となるが、特重設工認を除く各申請案件においては、火山灰層厚に係る設工認本文（基本設計方針等）記載はなく、審査中の案件については、警報なし津波バックフィットと同様、各設工認の許可整合の説明書において、「DNP対応に係る許可処分の影響を受けるものではない」旨の記載を追記することで、手続き上の影響はないと考えている。
- 美浜3号機の特重設工認には、電事法工認の工事が含まれるため、**DNP設置許可処分に先立って特重設工認の認可処分を頂き**、その後、変更認可申請を実施させていただきたい。
- 高浜1/2号機、美浜3号機の新規制基準対応工認に対する**使用前検査は、一旦、既認可に従い処分を頂き**、その後のDNP設工認として対応することとしたい。

年	2021												2022												2023		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
【再掲】 DNP (T34特 重合む)	設置許可				▽許可 (想定)	許可から11ヶ月を想定											DNP対応 完了時期										
						▽申請 (想定)				設工認 7プラント分の審査				▽認可 (想定)			▽完了 (想定)										
										使用前確認																	
並行する 許認可 案件の 対応イ メージ	DNPの許可後、各設置変更の許可までに DNPの許可番号などを反映するための補正を実施																										
	申請済みの設置許可審査																										
	DNPの許可後、各設工認の認可までに 許可整合の説明書の補正を実施																										
	申請済みの設工認審査																										
	認可希望 (DNP許可まで)▽																										
	美浜3号機 特重設工認審査				美浜3号機 特重工事(電事法分)																						

○警報なし津波バックフィットの設置変更の許可（**2020.12.2**）から、警報なし津波バックフィットの設工認の認可（**2021.2.8**）までの間において、以下の設工認が認可されている。

- ・**2020.12.9**認可 高浜 3・4号機 燃料体（輸入ウラン燃料）設工認
- ・**2020.12.9**認可 高浜 3・4号機 燃料体（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）設工認
- ・**2020.12.14**認可 高浜 3・4号機 中央制御室居住性評価への1～4号機同時被災の反映に係る設工認

○上記の設工認の認可においては、設置許可の整合性の観点から、各設工認添付資料の「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」において、それぞれ以下の記載を追記する補正を行った上で、認可をいただいております。今回のDNPの対応においても同様の記載を行うことで認可をいただけるものと考えています。

【燃料体設工認の補正で追記した内容】

また、本申請は津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の設置された敷地内で使用する設備の工事に係るものであるため、設置許可申請書により許可された津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応については、本資料に示す整合性に影響しない。

【居住性バックフィット工認の補正で追記した内容】

また、本申請の設計変更は、津波防護の設計方針に関連する設計変更ではないため、設置許可申請書により許可された津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応については、本資料に示す整合性に影響しないため、本資料には記載しない。